

○ 総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百七十六条の一の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前																				
(事故発生状況の報告)																					
<p>第七条の三 電気通信事業者は、次の各号に該当する事故（電気通信事業法施行規則第五十九条第二項各号に掲げる事故を除く。）が発生した場合は、様式第二[一]七により、毎報告年度経過後一二月以内に、その発生状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する事故については、総務大臣が別に定める様式により提出する」と が〔一・一〕 略</p>	<p>第七条の三 電気通信事業者は、次の各号に該当する事故（電気通信事業法施行規則第五十九条第二項各号に掲げる事故を除く。）が発生した場合は、様式第二[一]七により、毎四半期経過後一月以内に、その発生状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する事故については、総務大臣が別に定める様式により提出する」と が〔一・一〕 略</p>																				
[2 略]	[2 回上]																				
様式第27 (第7条の3関係)																					
<table border="1"> <tr> <td>事故発生状況報告</td> <td>年 4月 1日 分から 年 3月 31日 分まで</td> </tr> <tr> <td>事業者名</td> <td>登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号</td> </tr> <tr> <td>電気通信設備統括管理者の氏名</td> <td>電気通信主任技術者の氏名</td> </tr> <tr> <td>〔表略〕</td> <td>〔表同左〕</td> </tr> <tr> <td>[注1～13 略]</td> <td>[注1～13 同左]</td> </tr> </table>	事故発生状況報告	年 4月 1日 分から 年 3月 31日 分まで	事業者名	登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号	電気通信設備統括管理者の氏名	電気通信主任技術者の氏名	〔表略〕	〔表同左〕	[注1～13 略]	[注1～13 同左]	<table border="1"> <tr> <td>事故発生状況報告</td> <td>年 月 分から 年 月 分まで</td> </tr> <tr> <td>事業者名</td> <td>登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号</td> </tr> <tr> <td>電気通信設備統括管理者の氏名</td> <td>電気通信主任技術者の氏名</td> </tr> <tr> <td>〔表略〕</td> <td>〔表同左〕</td> </tr> <tr> <td>[注1～13 略]</td> <td>[注1～13 同左]</td> </tr> </table>	事故発生状況報告	年 月 分から 年 月 分まで	事業者名	登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号	電気通信設備統括管理者の氏名	電気通信主任技術者の氏名	〔表略〕	〔表同左〕	[注1～13 略]	[注1～13 同左]
事故発生状況報告	年 4月 1日 分から 年 3月 31日 分まで																				
事業者名	登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号																				
電気通信設備統括管理者の氏名	電気通信主任技術者の氏名																				
〔表略〕	〔表同左〕																				
[注1～13 略]	[注1～13 同左]																				
事故発生状況報告	年 月 分から 年 月 分まで																				
事業者名	登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号																				
電気通信設備統括管理者の氏名	電気通信主任技術者の氏名																				
〔表略〕	〔表同左〕																				
[注1～13 略]	[注1～13 同左]																				
備考 裁中の〔 〕の記載は注記である。																					

## 附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則第七条の三及び様式第二十七の規定は、報告期限が令和七年六月一日以降である報告から適用する。